

いざ、このときに役立ちます！

災害時要援護者

登録申請を受付中



町では、現在、災害時要援護者登録申請を受け付けています。

での移動や情報の収受が難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる方です。

昨年6月から受付を開始しましたが、災害時要援護者とは、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの方で、普段の生活の中で周りからの支援を必要とし、地震等災害が発生した場合に自力

災害時要援護者登録申請をされる場合は、「災害時要援護者登録名簿申請書」を提出してください。申請書は、町役場防災対策担当・福祉課・子育て介護課・国府支所、福祉センターさ

ざれ石、障害福祉センターで配布しています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

なお、この登録申請は、災害時要援護者の方が、災害時などに地域の支援を受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報を町に提供していただくものですので、支援を受けるために自主防災組織や自治会・町内会等に個人の情報を提供することに同意される方とします。

◎問い合わせ 防災対策担当
☎内線 241

育てよう 一人一人の

人権意識

思いやりの心・かけがえのない命を大切に

第60回人権週間

12月4日～10日



人権とは、だれもが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利、今までの歴史の中で人類が築いてきた財産です。

○人権街頭キャンペーン
大磯町人権擁護委員会では、広く町民に対して人権意識の普及と高揚を図ることを目的として、人権週間に合わせ街頭キャンペーンを実施します。

○特設人権相談
人権侵害などでお悩みの方は、一人で悩まず、人権相談（21ページ参照）をご利用ください。

▼とき 12月5日（金）
午後5時30分～6時

▼ところ JR大磯駅前
地域協働課 ☎内線 237

地域の防犯は

家庭から

一門一灯運動を

進めましょう！

町では、だれでも安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指しています。

日に日に夕闇のせまる時間も早くなり、防犯灯の明かりを頼りに家路を急がれる方も多し中、町では、暗がりやを少なくして夜間帯の犯罪を減らせるよう、約3600基の防犯灯を設置し、管理を行っています。

夜間帯をより明るく安全な町にするために、町民の皆様には、家人の帰宅後でもできるだけ長く門灯や玄関灯を点灯していただき、地域の防犯運動にご協力くださいますよう、お願いします。

なお、センサーライトを設置することも防犯に効果的です。隣近所同士が設置すれば相乗効果が期待されますので、多くの家庭で設置していただき、町の防犯にご協力願います。

◎問い合わせ
地域協働課 ☎内線 266

ちゅうなんは **ATM手数料** **0円宣言!** **とってもお得!**

ちゅうなんのATMは 入出金手数料が 365日いつでも0円!
※ちゅうなんのキャッシュカードで ちゅうなんのATMを利用する場合に限ります。

気さくなおつきあい
◎中南信用金庫
http://www.chunan-shinkin.co.jp
お問い合わせ先 本部 ☎(0463)61-2615

～万病は背骨から～

■神経・骨格・筋肉を的確に検査し、無理なく年齢症状に合わせて、筋肉の緩和操作、背骨・骨盤・各関節の矯正施術をいたします。
●腰痛 ●首・肩コリ ●頭痛 ●各関節痛 ●各内臓の違和感 ●脚・スポーツ痛、他症状

+

大磯カイロプラクティック院

大磯町大磯1009 ISOビル2F
大磯駅前正面
TEL/FAX: 0463-61-8804

受付	月～金 9:00～20:00 土曜日 9:00～18:00 日曜・祝日休診	予約制
----	---	-----